

目次

- 1・アースフレンズ東京Zの選手向けセミナー実施のご報告
- 2・週刊FLASH（2023年4月25日号）掲載のご報告
- 3・ステマ広告にご注意を！！
- 4・日本弁護士連合会の常務理事の任期を終えて
- 5・事務局便り「バスケ観戦」
- 6・風評被害を最小限にするために
- 7・VANSANオープングレセプション
- 8・弁護士たちの近況
- 9・森代表のゴルフ

アースフレンズ東京Zの選手向けセミナー実施のご報告

今回はプロバスケットボールB2リーグに所属のアースフレンズ東京Zのコーチ陣や選手に対して、「強い組織をつくるためのパワハラセミナー」を開催してきました。普段は、パワハラに該当するかもしれない行為を取り上げて、やってはいけないことや、言ってはいけないことに焦点を当てるのがパワハラセミナーの特徴ですが、今回は少し異なる視点からパワハラセミナーを行ってみました。

というのも、最近はパワハラという主張をおそれて、「厳しい指導」を敢えてしないというケースが多いように思います。しかしながら、それは上司としての職責を放棄しているに等しいのではないのでしょうか。そして、このような上司のもとでは強い組織は作れないと思います。当然、強い組織が作れない企業は衰退の一途をたどっていきます。パワハラを行うことは言語道断ですが、それを恐れすぎるあまりに自身のパフォーマンスが出ないのであればそれは組織としてももったいないことです。そこで、パワハラがどういう場合に認定されるのか、色々な事例を紹介し、パワハラと厳しい指導の境界線を学び、もっと自身のパフォーマンスを高めていきましょう！という内容のセミナーを行ってきました。

日本人選手は全員ご参加いただき、色々な事例を紹介させていただきながら、これがパワハラに当たる行為なのか、そうでないのか、そしてその理由はどこにあるのか等、選手の皆さんから回答して頂きました。1時間という短い時間ではありましたが皆さんしっかり聞いてくださり、私も時間が経過するのを忘れるくらいでした。今後、選手に皆さんが後輩を指導したり、コーチになって選手を指導する際のお役に立てれば嬉しいなあと思いました。

なお、このセミナーのあと、何の因果関係もないと思いましたがチームは2連勝しました！引き続き選手の活躍を見守っていきたくと思います。

「強い組織をつくるためのパワハラセミナー」を企業内研修（有料）として承っております。

また、セミナーの資料につきましては顧問先様企業には無償で提供させておりますので、ご興味ある方は是非ご連絡いただければと思います。

週刊FLASH（2023年4月25日号）掲載のご報告

代表の森が、モンスターペアレントからのクレームについて、学校側としてのとるべき対応方法についてコメントいたしました。右記のQRコードからご覧いただけます。

（記事出典（株）光文社FLASH）

弊所では、クレーム対応やハラスメント対応も行っておりますので、宜しければHPをご覧ください。



ステマ広告にご注意を！！

みなさま、ステマ広告というのをご存知でしょうか。正式名称はステルスマーケティングと呼ばれておりますが、先月の3月28日にこのステマ広告が景品表示法の新たな告示によって規制の対象になることが発表されました。おそらく新聞やニュースでも報道されていたので、耳にされた方も多いのではないかと思います。

では、このステマ広告とはいったいどういったものなのでしょうか。ステマ広告とは、本当は事業者の広告であるにもかかわらず広告である要素を隠して、著名人等の体験口コミのように見せて、消費者の購買意欲に影響を与えるものです。

このステマ広告、何がいけないのかという点ですが、消費者心理からすれば、それが企業の広告として掲載されている場合と、著名人たちが体験して感想を述べているものとを比較した場合、後者の方が公平に商品・サービスをチェックしているだろうと思ってしまいます。ましてや著名人であればそのチェックもより厳しいだろうなんてこともってしまうかもしれません。そうであれば、消費者が商品やサービスを選択する際に不当に影響を与えてしまうことは明らかです。そして、消費者は、自分がステルスマーケティングを受けたどうか分からないため（「ステルス」と言われている所以です。）、被害者を事後的に把握することも困難であるとされておりました。

このように規制の対象となったことは消費者保護の見地からよかったのではないかと思います。この規制のおかげで口コミサイトのやらせ口コミなどができなくなりますので、お店のチョイスの失敗も減るのではないかと期待しております。



日本弁護士連合会の常務理事の任期を終えて

代表の森です。令和4年度から日本弁護士連合会の常務理事に就任し、先月の3月末日をもってその任期を無事に終えることができました。常務理事は理事の中からさらに選ばれるのですが、主には理事としての仕事を中心になりました。日弁連理事はどのような仕事をするのかご存知でない方も多いかと思いますので、少し紹介させていただきます。基本的には、理事会に出席して理事会で意見や質問を行い、最終的には決議を行うのですが、どういった議題が多いのかと言えば、日弁連が行政や各団体に提出する意見書や、法制審議会で議論されている法律改正の進行具合の報告を受けその議論の中身をチェックしたりと様々です。そのため、新聞やニュースで報道される法改正の内容など人よりも少し先に知っていることが自慢になったりもします(笑)。また、これまであまり日弁連の政策といったものにあまり関心がなかったのですが、色々な議論に触れることができ、少しだけ政策にも詳しくなったような気がします(笑)。

理事は各地方の弁護士会の会長経験者が選ばれるケースが多いので、理事の皆様はたくさん勉強されていて、知識の深さに驚かされました。私も将来はもっと勉強して、またいつか日弁連に恩返しができるようになりたいと思っております。

なお、私も数回、意見書などに意見を言って、それが意見書に掲載されたことが思い出として残っております。

事務局便り「バスケ観戦」

弊所顧問先様、バスケットB.LEAGUEアースフレンズ東京Zの今シーズンの残り試合もあと僅か。

B2リーグ、残留をかけ、熱戦が繰り広げられています。私たちの応援も気合が入ってきました。毎年、選手の入替えが激しい世界。今のこのチームで、このメンバーで、必ず残留を勝ち取ってほしいと所員で熱く応援しています。ガンバレ！アースフレンズ東京Z！！！！

選手全員のサイン入りユニフォーム



風評被害を最小限にするために

近時、風評被害で悩まれている会社様からのご相談が増えており、この対策に力を入れているところです。お客様からの書き込みや、従業員からの書き込み様々です。傾向としては、お客様からの書き込みはGoogleマップへの書き込み、従業員からの書き込みは転職サイト（その中でも多いのは転職会議かもしれません。）という傾向があります。Googleは任意に削除するのはかなりハードルが高いため、仮処分という法的措置を講ずる必要がありますが、転職サイトは比較的任意の交渉で削除してくれるところが多いように思います。このようにサイトによって対応はまちまちです。

ただ、どのようなサイトであれ、これらの誹謗中傷の書き込みは風評被害を生み出すため、いち早く削除する必要があります。風評被害が生じれば、採用や取引先との信頼関係にも大きな影響が出てきてしまいます。

また、執拗な書き込みをする人がいれば、その人を特定する必要がありますが、概ね2か月を超えるとプロバイダーが保有しているログが消去されてしまうため、早期に特定の作業を行わなければなりません。風評被害の危険を感じたら、いち早くご相談いただければと思います。

迅速に対応できますよう、顧問契約のサービスの内容を拡充いたしました。

料金表を掲載させていただきますので、是非ご覧ください。

私たちもご依頼を受けて、誹謗中傷の書き込みを削除するための措置を講じて無事に削除することはできるのですが（案件によっては削除できないものもあります。）、いつも思うのが、その誹謗中傷の書き込みをされた背景はどこにあるのか、その原因を明らかにし改善しないと根本的な解決にならないのではないかと考えています。転職サイトに従業員からの書き込みがある場合は、往々にして労務トラブルが社内でおきている可能性が高いのです。そのため、風評被害対策というのは、誹謗中傷の書き込みを削除するだけでは不十分であると考えております。私どもは削除依頼を受ける際、その誹謗中傷の書き込みがされた原因や背景事情なども究明し根本的な解決になるよう依頼者様のご相談を受けるように心がけたいと思っております。

お困りのことがございましたら、小さなことでも、まずはご相談ください。

スポットプランと顧問契約プランの比較

	着手金		報酬金
	スポット	顧問先様	
削除請求（任意交渉）※1	55,000円	無料（月1件）	55,000円～11万円
サジェスト対策※2	55,000円	55,000円	55,000円
発信者情報開示請求（仮処分申立）※3	22万円	11万円	22万円
発信者情報開示請求（訴訟）※3	22万円	11万円	22万円
削除請求（仮処分申立）※3	22万円	11万円	22万円
削除請求（訴訟）※3	22万円	11万円	22万円

※赤字部分が顧問契約で変更になる料金となります。

※着手金及び報酬金は、いずれも税込の金額となります。

※1 1記事（書き込み）あたりの費用となります。

※2 1フレーズあたりの費用となります。

※3 1申立てあたりの費用となります。

VANSAN オープニングレセプション

3月末、顧問会社様中日産業(株)様の、VANSAN、3店舗目となります「Italian Kitchen VANSAN 獨協大学前トーブイコート店」オープニングレセプションに所員で伺いました。こちらのお店は、目の前に大きな公園の広がる、開放感のあるレストランでした。春風の気持ちのいいこのシーズン、テラス席でランチをいただきたい気分になりました。今回は、森代表おススメの「炙りチーズケーキ」をご紹介します。目の前で炙ってくださるので、チーズもとろーり。とてもおいしかったです。



弁護士たちの近況

令和5年になり早くも3か月が経過してしまいました。昨年末に、令和5年の目標を立てていましたが、時間がないことを言い訳に、なかなか目標に向けた一歩が踏み出せずにいます(笑)。そんな中、最近、「限りある時間の使い方」(オリバー・バーグマン=著、高橋璃子=訳)という書籍を読みました。「80歳くらいまで生きるとして、あなたの人生は、たった4000週間だ」という刺激的な文章から始まるこの本は、時間の活用術というよりも、そもそも「時間」とはどのようなものかに主眼を置いて書かれたもので、私にとっては、慌ただしい日常生活を送る中で、ふと立ち止まり、時間とは何か、本当に自分がしたいことは何かを改めて考えるよいきっかけになる書籍でした。人生に示唆を与える本に出会うとうれしいものですね。皆さんは最近よい本に出会いましたか？



弁護士 杉浦友亮



弁護士 岡井裕夢

最近、サウナにハマっている岡井です。巷でも「サ活」が流行っていて、お客さんもすごく増えましたね。僕は、水風呂の境地である「グルシン」(水風呂の温度が1桁台(シングル)の水温のことを指します。)を求め、お気に入りのサウナに通っています。水風呂に入った後のぼーっとする感じたまらないですよ〜。一点こだわりとしては、水風呂に入るときに汗を冷気で流すのではなく、お風呂の湯で流すようにしています。水で汗を流してしまうと、その時点で体が冷えてしまい、水風呂の気持ち良さが半減するからです。この話がわかるあなたはサウナ好きですね！

森代表のゴルフ紀行

今回は、葉山国際カンツリー倶楽部に行ってきました。葉山国際にはショートコースが併設してあって、ずいぶん昔はよくこのショートコースに通ってました。ショートコースからでも駿河湾が一望できたり、景色が最高でしたので、一度は本コース(しかも難しめのダイヤモンドコース)を回ってみたいと思っていましたので、念願のラウンドでした。スタート前から湘南、葉山が一望ができる素晴らしい景観でした。ところが、スタートホールに立った瞬間、少しでも曲げるとOBが待っている恐怖のホールでした。

このようなOBとの闘いがほぼ18ホール続く感じで、メンタルトレーニングには最適なコースになりました。距離はありませんが狭いホールが続くため、絶不調の5番ウッドでのティーショットで攻めざるを得ず苦しい闘いでした。気づけば景色を楽しむ余裕もなく(笑)。

次回はもっと景観を楽しむ余裕のあるラウンドをしてみたいと思いました！

発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097

